

公告 第04-07号

令和5年3月1日

被保険者 各位

大倉健康保険組合
理事長 岩見 全啓

令和5年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限は健康保険法の規定に基づき次のとおりとなります。

上限標準報酬月額 340,000円

令和4年9月30日における大倉健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額（退職時の標準報酬月額が上限額を下回るときは、退職時の標準報酬月額が適用されます）

以上